

## 令和5年度【給付奨学金】傷病・災害その他のやむを得ない事由等がある場合の特例措置について

日本学生支援機構給付奨学金（支援対象外のため停止中の者を含む。）の適格認定（学業）に関し、学業成績基準を満たさない者で、学業不振の理由に「傷病・災害その他のやむを得ない事由」等があるものは、【特例1】として学業成績基準を満たす者として取り扱うこととなっています。該当する者は 3月22日（金） までに各支援室学生支援担当にご相談ください。

※申し出が無かった場合は、「やむを得ない事由」はないものとして取り扱います。

※申し出があった場合も、学業成績不振の理由として斟酌すべきか否かは大学にて判断するため、認められるとは限りません。

※給付奨学金の学業成績基準は以下のとおりです。

### 【廃止】

- ・修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- ・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合
- ・出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ・2年連続で「警告」に該当した場合

（2回目の「警告」事由が「GPA（平均成績）等が下位4分の1」のみの場合を除く）

### 【停止】

- ・連続して「警告」に該当した者のうち、2回目の「警告」事由が「GPA（平均成績）等が下位4分の1」のみの場合

### 【警告】

- ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合
- ・GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
- ・出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

### 傷病・災害その他やむを得ない事由とは？

「本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者になったことによる傷病（心身問わず）、災害や感染症の感染拡大等による授業・試験への出席困難等、学業不振について学生本人の責めに帰さないと認められる場合です。

これらの事由に該当することの証明として、原則として、罹災証明、診断書等の第三者（病院の入院証明、民生委員の証明等を含む。）による証明書類等が必要です。

3月12日

学生生活課